

鳥取縣公報

第九百三號

昭和十三年二月十八日

金曜日

縣令

鳥取縣令第一號

羊豚家兔商取締規則左ノ通定ム

昭和十三年二月十八日

鳥取縣知事

立田清辰

羊豚家兔商取締規則

第一條 本則ニ於テ羊豚家兔商ト稱スルハ緬羊、山羊、豚、家兔ノ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ業ト爲ス者ヲ謂フ

第二條 羊豚家兔商ヲ營マントスル者ハ第一號様式ノ願書ニ第五條ニ抵觸セザル旨ノ住所地市町村長ノ證明書及戶籍抄本並履歷書ヲ添付シ知事ニ願出デ免許ヲ受クベシ

第三條 羊豚家兔商ヲ免許シタル者ニ對シテハ別記雛形ノ免許鑑札ヲ下付ス

00643

第四條 前條ニヨリ免許鑑札ヲ交付シタルトキ又ハ第十二條ニ依リ之ヲ返納シタルトキハ免許番號住所及氏名ヲ告示ス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第二條ノ免許ヲ受クルコトヲ得ズ
一 一年以上ノ禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後二ケ年ヲ經過セザル者

二 牛馬商免許ヲ取消サレ又ハ本則ニ依ル免許ヲ取消サレタル後一ケ年ヲ經過セザル者

三 家畜市場法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ違背シテ處罰ヲ受ケタル後一ケ年ヲ經過セザル者

四 破産ノ宣告ヲ受ケ復權セザル者

五 素行不良ニシテ公益ヲ害スル虞アル者

六 其ノ他營業者トシテ不適當ト認メラルル者

第六條 羊豚家兔商ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ免許ノ效力ヲ失フ

一 一年以上ノ禁錮又ハ懲役ノ刑ニ處セラレタルトキ

二 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

三 家畜市場法又ハ同法ニ基キ發スル命令ニ違背シ處罰ヲ受ケタルトキ

第七條 羊豚家兔商ハ左ノ各號ノ一ヲ爲スコトヲ得ズ

00644

一 免許鑑札ヲ他人ニ讓渡シ又ハ貸與シ若ハ自己ノ名義ヲ以テ他人ニ其ノ業務ヲ代理セシムルコト

二 緬羊、山羊、豚、家兔ノ賣買交換又ハ其周旋ヲ強請スルコト

三 緬羊、山羊、豚、家兔ノ種類產地血統若ハ年齢ヲ偽リ又ハ疾病惡癖ヲ隱蔽シテ之ヲ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ爲スコト

四 家畜傳染病豫防法第一條ニ掲グル傳染病ノ疑アリ若ハ所有者ノ分明ナラザル緬羊、山羊、豚家兔ノ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ爲スコト

第八條 羊豚家兔商ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ免許ヲ取消シ又ハ營業ヲ停止スルコトアルベシ

一 家畜市場法及家畜傳染病豫防法又ハ是等ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ違背シタルトキ

二 第七條各號ノ一ニ該當セル行爲ヲ爲シタルトキ

三 一ケ年以上所在不明トナリタルトキ

四 營業上不正ノ行爲ヲ爲シタルトキ

五 其ノ他本則ニ違背シ又ハ羊豚家兔ノ改良發達ヲ阻害スル行爲ヲ爲シタルトキ

第九條 營業ニ從事スルトキハ免許鑑札ヲ携帯スベシ

00645

第十條 羊豚家兔商ハ第二號様式ノ帳簿ヲ調製シテ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ爲シタル年月日、緬羊、山羊、豚、家兔ノ別、頭數並賣買交換若ハ周旋當事者ノ住所氏名ヲ記入スベシ

前項ノ帳簿ハ使用済ト雖記帳最終ノ日ヨリ三ケ年間之ヲ保存スベシ

第十一條 當該官吏又ハ警察官吏必要アリト認ムルトキハ免許鑑札又ハ前條ノ帳簿ヲ検査スルコトヲ得

羊豚家兔商ハ前項ノ検査ヲ求メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十二條 免許鑑札ヲ毀損若ハ亡失シ又ハ記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ第三號様式ニ依リ七日以内ニ書換又ハ再交付ヲ知事ニ願出ヅベシ

廢業シ又ハ免許ヲ取消サレ若ハ效力ヲ失ヒタルトキハ第四號様式ニ依リ七日以内ニ免許鑑札ヲ返納スベシ死亡又ハ失踪ノ場合ハ戶籍法ニ依ル義務者ヨリ七日以内ニ前項ノ手續ヲ爲スベシ

羊豚家兔商ニシテ營業ヲ停止セラレタルトキハ其ノ期間内免許鑑札ヲ其ノ郡市畜産組合ニ提出スベシ

第十三條 羊豚家兔商ハ緬羊、山羊、豚、家兔ノ賣買交換周旋手数料金ヲ取引者ノ見易キ場所ニ掲示スベシ

第十四條 羊豚家兔商ニシテ羊豚家兔商組合ヲ設ケタルトキハ規約ヲ添ヘ十日以内ニ知事ニ届出ヅ

00646

ベシ

前項ノ組合ヲ解散シ又ハ規約ヲ變更シタルトキ亦同ジ規約ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 名稱區域及事務所ノ位置

二 目的及業務

三 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規程

四 組合員ノ權利義務ニ關スル規程

五 役員ノ定數權限及任免ニ關スル規程

六 業務ノ執行ニ關スル規程

七 會議ニ關スル規程

八 會計ニ關スル規程

九 其ノ他必要ナル事項

第十五條 本則ニ依リ知事ニ提出スル書類ハ住所地市町村役場及所轄畜産組合ヲ經由スベシ

第十六條 免許ヲ受ケズ又ハ第八條ニ依リ免許ヲ取消サレ若ハ營業停止中ニ緬羊、山羊、豚、家兔ノ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ爲シタル者又ハ第七條第九條第十條第十二條第十三條ニ違背シタル者又ハ第十條ノ帳簿ニ虚偽ノ記入ヲナシ若ハ第十一條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

本則ハ昭和十三年三月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本則施行ノ際現ニ羊豚家兎商ノ營業ヲ營ム者ト雖本則ニ依ル免許ヲ受クルニ非ザレバ昭和十三年
 四月一日以降其ノ業ヲ營ムコトヲ得ズ

免許鑑札(紙製) 縦 八・五糎 横 六・〇糎

表

第 一 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 二 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 三 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 四 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 五 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 六 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 七 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 八 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 九 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 十 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 十 一 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 十 二 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 十 三 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 十 四 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 十 五 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 十 六 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 十 七 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 十 八 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 十 九 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 二 十 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 二 十 一 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 二 十 二 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 二 十 三 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 二 十 四 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 二 十 五 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 二 十 六 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 二 十 七 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 二 十 八 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 二 十 九 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 三 十 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 三 十 一 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 三 十 二 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 三 十 三 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 三 十 四 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 三 十 五 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 三 十 六 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 三 十 七 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 三 十 八 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 三 十 九 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 四 十 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 四 十 一 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 四 十 二 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 四 十 三 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 四 十 四 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 四 十 五 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 四 十 六 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 四 十 七 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 四 十 八 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 四 十 九 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 五 十 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 五 十 一 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 五 十 二 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 五 十 三 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 五 十 四 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 五 十 五 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 五 十 六 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 五 十 七 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 五 十 八 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 五 十 九 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 六 十 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 六 十 一 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 六 十 二 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 六 十 三 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 六 十 四 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 六 十 五 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 六 十 六 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 六 十 七 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 六 十 八 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 六 十 九 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 七 十 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 七 十 一 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 七 十 二 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 七 十 三 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 七 十 四 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 七 十 五 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 七 十 六 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 七 十 七 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 七 十 八 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 七 十 九 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 八 十 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 八 十 一 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 八 十 二 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 八 十 三 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 八 十 四 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 八 十 五 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 八 十 六 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 八 十 七 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 八 十 八 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 八 十 九 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 九 十 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 九 十 一 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 九 十 二 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 九 十 三 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 九 十 四 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 九 十 五 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 九 十 六 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 九 十 七 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 九 十 八 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 九 十 九 號	住 所	氏 名	生 年 月 日
第 一 百 號	住 所	氏 名	生 年 月 日

羊豚家兎商取締規則拔萃

第七條 羊豚家兎商ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス
 一 免許鑑札ヲ他人ニ讓渡又ハ貸與シ若ハ自己ノ
 名義ヲ以テ他人ニ其ノ業務ヲ代理セシムルコト
 二 綿、山羊、豚、家兎ノ賣買交換又ハ其ノ周
 三 旋ヲ強請スルコト
 四 綿、山羊、豚、家兎ノ種類產地血統若ハ年
 齡ヲ偽リ又ハ疾病惡癖ヲ隱蔽シテ之ヲ賣買交換
 又ハ其ノ周旋ヲ爲スコト
 五 家畜傳染病豫防法第一條ニ掲クル傳染病ノ疑
 アリ若ハ所有者ノ分明ナラザル綿、山羊、豚
 家兎ノ賣買交換又ハ其ノ周旋ヲ爲スコト
 六 第九條營業ニ從事スルキハ免許鑑札ヲ携帶スベシ
 第十條營業停止中ハ第八條ニヨリ免許ヲ取
 消サレ若ハ營業停止中ニ綿、山羊、豚、家兎
 ノ賣買交換又ハ周旋ヲ爲シタルモノ又ハ第七條
 第九條、第十條、第十二條、第十三條ニ違背シ
 タルモノ又ハ第十條ノ帳簿ニ虛偽ノ記入ヲナシ
 若ハ第十一條ノ検査ヲ拒ミタル者ハ拘留又ハ科
 料ニ處ス

第一號様式 (用紙美濃野紙)

羊豚家兎商免許願

一本籍地	縣府	郡市	町大字	番地																
二現住所	縣府	郡市	町大字	番地																
三賣買交換周旋手数料	<table border="0"> <tr> <td>綿</td> <td>羊</td> <td>羊</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td>山</td> <td>兔</td> <td>金</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>金</td> <td>金</td> <td>金</td> </tr> <tr> <td>家</td> <td>兔</td> <td>金</td> <td>金</td> </tr> </table>				綿	羊	羊	金	山	兔	金	金	豚	金	金	金	家	兔	金	金
綿	羊	羊	金																	
山	兔	金	金																	
豚	金	金	金																	
家	兔	金	金																	
四營業ヲ爲サントスル家畜ノ種類																				
氏名	生	年	月	日																
族稱	氏	名																		
右	氏	名																		
鳥取縣知事宛																				
昭和	年	月	日																	

今般羊豚家兎商營業致度候ニ付御免許相成度此段及御願候也

00651

第四號樣式

羊豚家兔商免許鑑札返納届

一本籍地 縣府 郡市 町大字 番地
 一現住所 縣府 郡市 町大字 番地
 族稱 氏名 生年月日

右何年何月何日廢業(死亡又ハ何々)致候ニ付免許鑑札相添へ此段及御届候也

昭和 年 月 日

右(相續人)氏

名 印

鳥取縣知事宛

羊豚家兔商名簿

本籍地	縣府 郡市 町大字 番地 族稱
現住所	縣府 郡市 町大字 番地 氏名

00652

免許鑑札	第 號	年月日	書換又ハ再下附年月日	生年月日
賣買交換	緬羊 山羊 豚	營業セントスル	家畜ノ種類	緬羊、山羊、豚、家兔
周旋手數料	家兔 羊 山羊 豚	金 金 金 金		
廢業	年 月 日	失效	年 月 日	停止
摘要				

告示

鳥取縣告示第八十九號

昭和十二年二月鳥取縣告示第六十三號中等學校入學考查實施要項中第一號表樣式第二號表樣式左ノ
 通改ム

昭和十三年二月十八日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

00653

第二號表様式

縣 市郡 小學校長 氏 名 印
 科學 學年 學期學業成績一覽表
 在籍兒童數 名

氏名又ハ 符號	身修	方讀	方書	方綴	術算	史國	理地	科理	畫圖	工手	歌唱	操體	業實	事家	縫裁	計合	均平
同學年																	
平均																	
合計																	
全員平均																	

○鳥取縣告示第九十號
 東伯郡北谷村志津尾田耕地整理組合規約變更ノ件認可セリ

00654

鳥取縣知事 立 田 清 辰

昭和十三年二月十八日

○鳥取縣告示第九十一號
 左記ノ通公有林水面埋立竣功期間伸長ノ件許可セリ

鳥取縣知事 立 田 清 辰

昭和十三年二月十八日

- 一、埋立ノ場所 鳥取縣米子市陰田字辻ダヲ鍋倉ノ二地先海面
- 一、竣功期間 昭和十三年一月四日
- 一、竣功伸長期間 昭和十五年一月四日迄
- 一、願 人 米子市

○鳥取縣告示第九十二號
 當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

鳥取縣知事 立 田 清 辰

昭和十三年二月十八日

00655

專門科名	診療所々々在 地	氏 名	指定年月日
内 科	鳥取市西町 日本赤十字社鳥取支部病院内	竹田 慎治	昭和十三年二月十二日

◆鳥取縣告示第九十三號

當管内ニ於ケル健康保險齒科醫左ノ通指定セリ

昭和十三年二月十八日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

齒科出張診療所々在 地 氏 名 指定年月日

日野郡多里村大字多里二四五番地 岡 誠男 昭和十三年二月十四日

◆鳥取縣告示第九十四號

當管内ニ於ケル健康保險產婆左ノ通指定セリ

昭和十三年二月十八日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

開業所々在 地 氏 名 指定年月日

00656

鳥取市立町五丁目一五九番地

山内 喜美

昭和十三年二月十二日

◆鳥取縣告示第九十五號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十三年二月十八日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

被保險者番 記號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所々在 地並 名稱	無効トセル被保險者證交付年月日	無効トナリタル年月日	備 考
鳥 二〇九	鳥 檀山 清治	鳥取市吉方 鳥取家具工業 株式會社	昭和十一年 十二月三日	昭和十二年 十二月三十日	
東 あ 三三三	坂本 德義	東伯郡日下村大 字上井 上井製材所	昭和十二年 九月三十日	昭和十三年 一月二十四日	
鳥 八	鳥 山根 良一	鳥取市片原町一 丁目 鳥取電燈 株式會社	昭和十年 三月十五日	昭和十三年 一月十五日	
西 い 七八六	新藤 基	西伯郡濱村保證 責任弓濱生糸販 賣購買利用組合	昭和九年 八月十八日	昭和十三年 一月二十九日	

00657

東みち	一三	大川 巖	東伯郡倉吉町 吉町 宮脇木工場	昭和十一年 七月八日	昭和十三年 一月二十二日
鳥ひ	二二六	田中 義治	鳥取市東品治町 日ノ丸自動車 株式會社	昭和十年 八月七日	昭和十三年 一月二十九日
鳥とく	八七	渡邊 操	鳥取市吉方 鳥取家具工業 株式會社	昭和十一年 六月三日	昭和十三年 一月十四日
米にほ	一三八七	田邊藤太郎	米子市笠町三丁 目日本製糸株 式會社 米子工場	昭和九年 九月二十六日	昭和十三年 一月三十一日

◆鳥取縣告示第九十六號

米穀販賣高調査員左ノ通解囑並囑託アリタリ

昭和十三年二月十八日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

解囑者氏名	囑託者氏名	擔當調査區域	職務執行場所	解囑囑託年月日
長田 時義	木間 一幸	岩美郡浦富町	浦富町役場	昭和十三年二月十四日
下田 佳藏	横山 章	八頭郡散岐村	散岐村役場	同

00658

秋久 弘	大田 貞規	東伯郡市勢村 逢東村	逢東村役場	同
秋田 耕治	後藤 清一	日野郡溝口町 伊勢崎	溝口町役場	同

00650

鳥取縣公報

第九百三號

昭和十三年二月十八日

(第三種郵便物認可)

一八

昭和十三年二月十八日印刷
昭和十三年二月十八日發行

發行者

鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣氣高郡大正村大字古海

印刷所

鳥取縣氣高郡大正村大字古海

鳥取刑務支所

